**読書ノート　その33**

令和元年8月22日　小林

**水島朝穂・大前治「検証　防空法」(法律文化社、2014年2月)**

* 水島は早大教授、大前は弁護士。本書が書かれた背景は、著者が空襲で死亡・障害者になった人の代理人となって防空法の欠陥等を理由に国に対し損害賠償請求訴訟を起こした(最高裁2014年9月16日上告棄却で原告敗訴)。
* 今回、本書を採りあげたのは、防空法が精神主義に満ちあふれていること。昨年夏以降に報告・執筆した論文「日本帝国軍人の精神主義の由来」の続編として報告します。
* 防空法とは、空襲にそなえるため国民に消火活動等々を義務付けるための法律。1937年10月施行。4月の成立時は、陸軍大将・林銑十郎首相、7月に盧溝橋事件発生し日中戦争勃発。
* 日中戦争において、日本軍は中国諸都市を空爆した。特に、重慶(当時の首都)は1938年12月～1943年8月にかけて200回以上日本軍の爆撃を受け1万2千人以上の死者を出した。
* 日本では、1944年6月以降米軍による空襲が本格化するが、この時点では軍事施設中心であり、都市爆撃は1945年3月10日の東京大空襲が最初(死者10万人)。その後、川崎、横浜、名古屋、大阪等々の都市部はほぼすべて焦土と化した。日本全体の死者数は、一般市民80万人、軍人230万人。
* なお、本書は触れていないが、沖縄では、本土にさきがけて1944年10月10日に那覇市街の大半が焼失する激しい空襲があり、1945年3月26日には沖縄上陸戦が開始され激しい艦砲射撃を受けた(市街地としては唯一)。空母16隻、戦艦5隻による攻撃。

* 防空法の主要部分は、①燈火管制、②避難・疎開、③防空壕、④消火。以下、この順に説明する。
* 燈火管制
* 条文「・・・・・光を発する設備又は装置の管理者は・・・・・光を秘匿すべし」。光を発する設備・装置として、「炭火、マッチ、ライター、煙草等より発する光、写真撮影用閃光」も含まれることが規定されていた。
* 光の秘匿の程度は、消燈、隠蔽、減光、減光且遮光、漏光制限に分かれていた。
* 罰則あり。1年以下の懲役、1千円以下の罰金。（少尉の月給70円、大将550円から換算すると現価350万円程度か）
* 燈火管制は効果があったのか？　都市爆撃はピンポイント爆撃ではなかったので地上を目視で確認する必要はあまりなかった、日本軍の戦闘機は高度1万mに達するまでに60分かかり、日本のレーダーは60分前にB29(350-570km/h)を探知できなかった、かつ高射砲の射程高度は7-8千mでB29に届かなかった、なお広島・長崎の原爆投下は昼間（8:15、11:02）、東京大空襲は深夜の低空爆撃、事前に数度にわたり偵察機が進入路を確認、325機のB29+多数の戦闘機で投下した焼夷弾381,300発、爆弾なし、そもそも東京地区にほとんど高射砲はなかったのを米軍は知っていた。
* 避難・疎開
* 避難と疎開は原則禁止されていた。例外的に、児童・七歳未満、妊産婦、65歳超、傷病・不具廃疾者は避難と疎開が認められた。学童疎開は認められ、全国で41万人が疎開した(Wikipedia)。
* 防空壕への避難は、一時的な退避であり、爆弾・焼夷弾が近くに落ちたら飛び出して消火にあたる義務あり。防空壕は正式には「待避所」と呼ばれていた。消火活動をおこなうまで「待っている」場所であり避難するところではなかった。基本は、「逃げるな、火を消せ」。
* 避難・疎開可能者についても付き添い者が必要になることで、消火の担い手・勤労奉仕者の減少をまねくため、軍部・政府は「するべきでない」と公言していた。
* 政府情報局発行の「家庭防空の手引」(1941.9発行)には、「・・・一旦風雲急となると、都市を放棄して退去することは、日本の武士道、帝国の国民道徳からいっても許されないことです。・・・道義的には非国民であると言われても申訳がないのです。このような者は、空襲されなくなっても都市にたち戻る資格はないのです。」とある。武士道・国民道徳というものから、「危難から逃げること」を非国民であると政府が公式に認定している。(我思うに、自分の命を守る行為も非道徳的だと認定されてしまう。「道徳」はとても曖昧な言葉。これが道徳だと言われるとなかなか反論できない。)
* 建物の強制疎開も行われた。61万戸が取り壊され、横浜市・根岸疎開道路、広島市・平和大通り、京都市・御池通りの一部等々が拡幅・建設された（Wikipedia）。
* 防空壕
* 軍部・政府は、防空壕は「あわてて作るな。指示があるまで待て」。我も我もとなり混乱し不安が広がるため。防空壕は勝手に作れなかった。
* 家の床下に作ることが奨励された。屋根や壁等が防護になるからという理由。しかし、日本の木造家屋では家に火が付いたら逃げ場を失い危険。爆弾・焼夷弾は「怖くない」との認識を植え付けるため意図的に簡易な防空壕を推奨した。
* 地下鉄への避難は禁止された(東京と大阪)。空襲警報が発令されると、乗客は地上に出され、入り口は閉鎖された。締め出された乗客は空襲に身をさらすことになった。理由は、空襲時の軍人等の移動手段を確保するため。
* 軍部・政府は、「防空壕に入れという訓練より出ろという訓練が重要」と公言していた。
* 消火
* 焼夷弾とは、ナパーム剤(ゼリー状ガソリン)やテルミット、黄燐が鉄の筒に充填されたもので、着地すると発火し燃焼剤をまき散らす。米軍が当時使っていたものは、38個の筒が鉄帯で一つに結束されていた。投下されると結束が解かれ38個の筒が雨のように降り注ぐ。
* ちなみに、東京大空襲の焼夷弾がすべて38個集束タイプのものとすると381,300発×38＝14,489,400個の焼夷弾が江東・墨田・台東・中央区に集中的にばらまかれた。
* ナパーム焼夷弾は着地すると爆発して燃焼剤をまき散らすので、近づくと全身にベトベトの燃焼剤が付いて大変危険。
* テルミットは酸素なしで2～3千度で燃焼し、水中でも燃焼し水をかけても消えない。
* 黄燐の燃焼ガスは毒性強く近づくのは危険。

　　　　

* 焼夷弾の怖さを故意に矮小化して国民に伝えた。曰く「水をかければ消える」「濡れたムシロを掛ければ消える」「濡れた手袋でつかんで庭に放り出せ」「シャベルですくって庭に放り出せ」等々。
* 空襲時の消火は、消防車は来ないのが前提。消火手段は、バケツ、ひしゃく、火ばたき、砂、ムシロ。
* その上で、「命を投げ出して持ち場を守れ」と言われ、近くに爆弾・焼夷弾が落ちたら防空壕から飛び出して消火に当たれ、施設の足りない所は精神で補えと公言されていた。
* 消火訓練は隣組単位でおこなわれ、これが軍部による民間人統制の一つの手段になった。隣組常会では、御真影・国旗を前に拝礼し国歌斉唱の後、議事に入ることが求められた。なお、御真影が火災にあうことを恐れて、コンクリート造りの奉安殿が多くの町会で作られた。
* 1945年3月10日の東京大空襲で10万人の焼死者(多くの水死者含む。被災者100万人超)を出したのは、この消火訓練が災いしたと考えられる。いたる所で火事が発生しているときに消火活動をしていたら逃げ遅れるのは目に見えている。
* 我思うに、防空の本質は航空機や高射砲による制空権の確保、それプラス消防署の整備強化。これなしの防空法は本末転倒。しかも、期待される消防は、江戸時代さながらの消火方法。日本軍失敗の原因は補給の軽視と言われるが、防空法から見えてくるのは、攻撃ばかり考え防御を軽視する姿勢。ちなみに、米軍グラマン戦闘機の操縦席の周囲には鋼鉄の装甲板が張り巡らされパイロットの安全が図られていた。ゼロ戦は飛行性能向上のためこの種の装甲板がなかった。
* 防空に関連して犯罪処罰を加重する法律が制定された。(1)戦時犯罪特例法(1941年12月施行)により、燈火管制中および空襲時の窃盗・強盗・強姦・騒擾等を加重処罰する。(2)戦時刑事特別法(1942年3月施行)により、防空実施中の公務員への公務執行妨害罪を七年以下の懲役に加重し(通常は三年以下の懲役・禁固)、(3)かつ防空妨害罪を創設して死刑・無期又は三年以上の懲役に処すとした。防空妨害罪とは建物等の損壊又はその他の方法により防空を妨害する行為。(「その他の方法」は恣意的な法適用が可能、当時は罪刑法定主義など無視されていたことが分かる。)
* 防空訓練を通じて組織化された民間組織は、戦争末期には軍事力に編入された。1945年6月22日、義勇兵役法が成立し即日施行、15歳以上～60歳以下の男子および、17歳以上～40歳以下の女子に義勇兵役を課し、必要に応じて国民義勇戦闘隊に編入できることとした。これにより、隣組は義勇兵と一体となり、消火訓練と竹やり訓練がダブルで課された。敵に竹やりで突っ込んでいくのだから火事場に突っ込んでいくのは当然のこととされた。
* 防空法に見る精神主義
* 国民の戦意喪失を防ぎ、軍部・政府の無策への批判を抑え込むため、爆撃は怖くない、焼夷弾は怖くないとの情報操作をした。これに加えて、国民の戦意を高揚・維持し、国民を国体・国土の防衛の最前線に立たせるため、「防空精神」と言われるものを隣組・義勇兵体制にもとづき国民に注ぎ込んだ。以下、軍部・政府の具体的な精神主義的言動を見ていく。
* 防空法改正案に関し陸軍省軍務課長・佐藤賢了(後、中将・A級戦犯)の国会での発言(1941.11.20)「・・・戦争は意思と意思の争いである・・・あくまで戦争を継続する意志を挫折せしめなければ、このものは結局において勝つのである。古来わが国の真剣勝負は皮を斬られて肉を断つ、肉を絶たれて骨を切るという意味の教訓がある。戦争においてもまたこれである。・・・敵の空襲を受けるに従いますます対敵観念を振るい起して戦争継続意思をいやがうえにも昂揚培養してゆくという方策に出ていただかなければならぬと考えている次第である。」
* 小冊子「現時局下での防空」における陸軍中佐・難波三十四の主張(1941.11発行)「四千発の焼夷弾、四百発の爆弾を東京に投下された場合、・・・(ある計算で)・・・二千人の死傷者を生ずることとなる。・・・東京市の人口は大体七百万人であるから・・・・・一回では三千五百人とか千七百人の中で一人しか死傷を生じないのであって、決して恐るべきものではないのである。・・・・・誠に微々たるものであり、戦争する以上当然忍ぶべき犠牲である。」
* 政府発行の小冊子「時局防空必携」(1941.?発行)「如何に物の準備があっても魂がしっかりしていないと役には立たない。・・・・・一切の国民が次の心構え(防空精神)を持たねばならない。一 ・・・・・。二 ・・・命を投げ出して御国を守ること。三 必勝の信念をもって各々持ち場を守ること。」
* 軍部・政府ではないが、毎夕新聞社発行の小冊子「隣組　家庭防空必携」(1941.8発行)「防空精神とは、敵の空襲に際し、全国民が一丸となって怖れず、驚かず、慌てず、騒がず、沈着剛謄、堅忍持久、善く法令規則を守り指導者の指揮に従い、秩序整然として防空に任じ、我が国土を護り通す精神をいうのである。」(新聞社が軍部・政府の意向をくんで精神主義を国民に浸透させているのが分かる。)
* 防衛総司令部「現戦局をめぐる空襲判断」(1945.3.7)「国民の日常生活はもはや穴居生活を本旨とし・・・絶対不敗の信念を持ち、絶対不敗の態勢を一日も速やかに確立して、日本全土を要塞にする。我が身を、心を要塞たらしめ、我が村、我が海岸、我が山を要塞たらしめなければならない。・・・既に国内は戦場となっているのである。・・・一億国民がすべて戦士とならなければならない。」
* 防衛総司令部の原子爆弾に対する対策(1945.8.8発表)「新型爆弾は・・・大爆音を発し・・・非常な高熱を発し、相当広範囲に被害を及ぼすものであるが、次の諸点に注意すれば被害を最小限度に止め、かつ有効な措置であるから各人は実行しなければならぬ。」として、「壕内で待避、待避壕に掩蓋がない場合は毛布や布団をかぶって待避する」と指示されていた。さらに、翌日発表の対策には、「軍服程度の衣類を着用していれば火傷の心配はない。防空頭巾および手袋を着用しておれば手や足を完全に火傷から保護することが出来る。」とあり、「・・・新型爆弾もさほど怖れることはない。」と言う。
* 上記のような精神主義はどこから来たのか？　我思うに、様々な要素が絡み合っているが、防空法から見えてくるのは、

(1) 軍人の武士道曲解

軍人は自らを武士に見立てているところがあるように思う。たとえば、乃木希典や阿南惟幾は割腹自殺。そのうえで、蛮勇を武士道と曲解している(火に突っ込んでいけ！)。命を軽視する考え方が勇ましい、武人的・軍人的であると曲解しているように思われる。このような武士道の曲解は、極端な精神主義につながった。

(2) 宗教的な天皇崇拝思想

武士道の曲解は宗教的な天皇崇拝思想と結び付いて、軍人の精神主義をさらに推し進めたのではないか。「天皇陛下がおわします神州日本は絶対不敗である」

(3) 物量への反動

さらに軍人の精神主義は、武器・装備の不足への反動で精神を強調する傾向が進んだ。しかも、日本の戦況不利が深刻化するにつれ、万策尽きたため、どうしても精神を強調するしかなくなったのであろう。

以上